

# 企業倫理規定

(2014.2.1)

当社は、企業活動上で重要かつ守るべき基準として、法令遵守は当然のこと、自然環境、社会環境、人権保護といった道徳的観点から、以下に企業倫理規定として定義する。また、当該規定とともに、社是である、経営理念、社訓を企業行動指針の根本として倫理観、判断基準となる価値観を明確に定義し、社員として守らなければならない基本的な約束事を社員一人一人が認識し、適正な企業活動をする義務を負う。

## 第1条（遵守義務）

- (1) お得意様等へ提供する商品やサービスは、法令や規格等の守らなければならない規則がある。当社は当該規則を遵守し適正な業務を遂行しなければならない。（各機関契約条項等）
- (2) 市場における公正・透明かつ自由な競争を確保するため不当な取引制限または不正な取引方法にあたる行為は行わない。（談合、不正行為等）
- (3) 職務上の立場を利用し、お得意先様等に対して金品や接待等を要求または提供してはならない。（社会通念を逸脱した利益及び便宜の供与要求等）
- (4) 国家公務員(みなし公務員を含む)に対して、「国家公務員倫理規定」等に照らし合わせて疑義のかかるような行為をしてはならない。
- (5) 当社の業務上に係る各許認可に関しては、社員一人一人がそれを遵守することは当然のこととして、各取扱責任者はそれを監督し、適正に管理する義務を負う。また、各取扱責任者は業務に係る各許認可講習に積極的に参加して自らの能力の向上を図るとともに、各許認可の更新講習等を定められた期間内に必ず受講しなければならない。受発注及び納品先、購入目的等、記帳義務のある許認可においては、各取扱責任者はそれらを適正に監督し、少なくとも月に一度の確認を要するとともに、記帳漏れ等があった際には是正し、指導しなければならない。万一、それらを怠った場合、当該期間に係る責任手当を返還させる。

- ・医薬品卸売一般販売業
- ・動物用医薬品卸売販売業
- ・高度管理医療機器等販売業・賃貸業
- ・動物用高度管理医療機器等販売業・賃貸業
- ・毒物劇物一般販売業
- ・特定麻薬等原料卸小売業
- ・高圧ガス第一種販売業
- ・古物商
- ・特定計量器販売事業
- ・食品添加物販売業

- ・安全運転管理者
  - ・産業廃棄物処理運搬業及び特別管理産業廃棄物処理運搬業
  - ・その他 職務上会社が必要と認めたもの
- (6) 自然環境への配慮を推進するため、資源の浪費をしないよう、経費の節約、廃棄物の削減と適正な処理、リサイクル、水道光熱の省エネルギーな運用を常に心がける。
- (7) 会社は、企業倫理観全体の風土づくり及びそれを支える社員一人一人の個人倫理観の向上を目的として、公益的社会における貢献活動を推奨し、ボランティア活動、町内会への積極的参加等を啓蒙しなければならない。また、これに対し社員一人一人は努力しなければならない。

## 第2条 管理責任

- (1) 前条の遵守義務に関して、社員一人一人が規定に則して行動することは当然のこととして、役職にあるものは自らの管理下にある社員に対しても規定に則した行動をするよう指導する責務を負う。万一、自己の管理下に置いて当該規定に反する行為があった場合には監督責任を免れることはできず、制裁・処分の対象となる。
- (2) 業務上のあらゆる不正行為に対して、事前にそれを阻止する目的で社長を委員長とする社内監査機構を構築する。
- ・委員長:社長(一名)
  - ・副委員長:営業本部本部長(一名)
  - ・委員: 総務部経理課(一名)  
: 総務部総務課(一名)
- の四名で構成し、副委員長は営業面、委員は経理面について、一定期間を設けて定期的に監査し、異常の有無を取締役会及び部長会にて報告する。また、委員長はそれらを統括し、監督する責務を負う。
- ・営業面-本社及び各営業所の全般的な事  
→各営業報告書等の監査及び社員の聞き取り等による疑義の確認
  - ・経理面-本社及び各営業所の経理的な事  
→各得意先の元帳の監査及び担当者の聞き取り等による疑義の確認
- (3) 企業活動を行うにあたっては人権等に十分に配慮し、人種、性別、障害の有無等による差別または差別表現を行ってはならない。また、社内においても差別または差別表現を行わないことは当然のことである。職務を遂行するに当たって優劣などなく、役割が異なるにすぎない。パワーハラスメント、アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント等を許さない、起こさせない職場環境を構築・維持しなければならない。

### **第3条 罰則**

いかなる場合においても役職の上下に関わらず「就業規則」、「コンプライアンス規定(企業行動指針)・(企業倫理規定)・(反社会的勢力排除規定)」を遵守するよう努力しなければならない。当該義務を怠り、違反した場合には各規定に則して、就業規則に基づき制裁及び処分の対象とする。また、違反した本人のみならず、指導する立場にある監督者は当然のこと、同部所に所属する者も善意・悪意の区別なく制裁・処分の対象になりうる。